

## 原野商法の二次被害にご注意！

過去に騙されて原野を購入した被害者に、言葉巧みに買い取ると偽る詐欺まがいの手口が！

- 大手不動産系列と名乗る電話があり、先に手数料を支払わせたのに連絡がとれなくなった。
- 荒れ地を買い取る約束で、“税金対策に”と代わりの山林を購入させられたが、買い取らない。

個人情報の流出も！  
不審なときはまず相談！

地域で一声かけて、あなたも見守りの担い手に！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索